

令和7年第3回竹原市議会定例会議事日程第5号

令和7年9月25日（木）午前10時開会

会議に付した事件

日程第 1 報告第10号 損害賠償額の決定について

日程第 2 議案第44号 令和6年度竹原市歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）

日程第 3 議案第45号 令和6年度竹原市下水道事業決算認定について（決算特別委員会）

日程第 4 発議第7-5号 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

日程第 5 閉会中継続審査（調査）について（2常任委員会）

令和7年9月25日開会

(令和7年9月25日)

議席順	氏 名	出 欠
1	平井 明道	出席
2	村上 まゆ子	出席
3	蕎麦田 俊夫	出席
4	下垣内 和春	出席
5	今田 佳男	出席
6	山元 経穂	出席
7	高重 洋介	出席
8	堀越 賢二	出席
9	川本 円	出席
10	大川 弘雄	出席
11	道法 知江	出席
12	吉田 基	出席
13	宇野 武則	出席
14	松本 進	出席

職務のため議場に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹原 章弘

議会事務局係長 木原 昌伸

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職名	氏名	出欠
市長	今榮敏彦	出席
副市長	新谷昭夫	出席
教育長	高田英弘	出席
総務部長	向井直毅	出席
企画部長	國川昭治	出席
市民福祉部長	森重美紀	出席
建設部長	岡崎太一	出席
教育委員会教育次長	沖本太	出席
教育委員会参事	大橋美代子	出席

午前10時00分 開会

○議長（高重洋介君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程第5号を配付いたしております。この日程のとおり、会議を進めます。

日程第1

○議長（高重洋介君） 日程第1、報告第10号損害賠償額の決定についてを議題といたします。

提案者の報告を求めます。

企画部長。

○企画部長（國川昭治君） ただいま議題となりました報告第10号につきまして、ご報告申し上げます。

議案説明書その2の7ページをご覧ください。

報告第10号損害賠償額の決定について、御報告申し上げます。

本件は接触事故に伴う損害賠償額について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したものであります。

事故の概要を申し上げますと、令和7年8月5日午前10時頃、竹原市下野町3308番地フジ竹原店の駐車場において、車両を転回する際に前方の窓ガラスに接触し、その一部に損傷を与えたものであります。

その後、相手方との話し合いの結果、窓ガラスの修理代176,000円を賠償することで示談が成立し、令和7年9月8日に専決処分したものであります。

説明は以上でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高重洋介君） 報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高重洋介君） これをもって、質疑を終結いたします。

以上で報告第10号を終わります。

日程第2・日程第3

○議長（高重洋介君） 日程第2、議案第44号令和6年度竹原市歳入歳出決算認定について及び日程第3、議案第45号令和6年度竹原市下水道事業決算認定についての2件を一括議題といたします。

本件は決算特別委員会に付託となっていたものであります。よって、委員長の報告を求めます。

6番山元経穂決算特別委員会委員長。

○決算特別委員会委員長（山元経穂君） おはようございます。

それでは、ただいまより決算特別委員会委員長報告を行います。

当委員会に付託されました議案第44号令和6年度竹原市歳入歳出決算認定について、議案第45号令和6年度竹原市下水道事業決算認定について、以上の2議案につきまして、総務部、企画部、市民福祉部、建設部、教育委員会と部署ごとに関係事務の集中審査を行った後、最後に市長の臨席により総括審査を行い、計5回にわたる審査を締めくくりました。

以下、その過程について、主な質疑展開から報告いたします。

最初に、総務部並びに企画部の関係事務審査では、まず滞納問題について、一般・特別会計を合算すると3月末現在で約1億8,000万円の税金等による滞納が計上されているが、滞納者と納税者に税の公正・公平性を欠く問題を生じさせていることへの認識を問う質疑がありました。

これに対して、市としては問題であるとの認識を示した上で、職員の徴収研修、納税相談、庁内で滞納問題を連携しながら対応するため設置した債権確保対策委員会における協議、差し押さえ等の取組により、継続して徴収に努めることで、税の公正・公平性を担保していくとの答弁でした。

次に、本市の財政について、人口減少、人件費及び物件費が増加し、地方債残高も同様の傾向にある中で、今後の見通しについて問う質疑がありました。

これに対して、国、県の補助金、交付金等の有利な財源を活用、事務事業の効率的な見直し、歳入の確保に取り組むことで継続的な行財政運営を図りたいとの答弁でした。付言として、有利な財源である過疎債を活用すべく関係各所に要望したが、本市は対象とならず、活用できなかった旨を述べ、引き続き有利な財源確保を目指すとの答弁がありました。

また、前年度より改善したとはいえ、ラスパイレス指数が100.5と高い数値であること、人材確保の一方で総人件費が上昇することへ懸念を問う質疑があり、これに対して、学歴、年齢階層、過去に職員採用を抑制した要因が指數の高留まりを招いているとし、総人件費に関しては、増加幅を引き続き抑制するように取り組んで参りたいとの答弁でした。

続いて、市職員の時間外労働を改善するため、職員数の増加による適正配置を問う質疑には、仕事量の繁忙期を基準として、正規職員を年間維持することは極めて困難なため、必要に応じて会計年度職員を増員して対処するとし、時間外労働が過度に多い職員には振替休日で対応、またこの問題を解消するために個人の仕事量を均一化することや所属長による労働管理を徹底していくとの回答がありました。

次に、市民福祉部の関係事務審査では、まず重層的支援体制の整備について、この事業の累計総額並びに負担額、事業効果及び幅広い本事業における各機関の連携について問う質疑がありました。これに対して、累計総額は約1億5,000万円となり、負担額は国が約6,700万円、県が約3,000万円、市が約5,500万円であるとの回答がありました。また、事業効果は事業開始後、相談件数が126件と開始前より格段に増加しているとのこと、各機関との連携については、市と社会福祉協議会を中心とした社会福祉法人等、他機関と協働、連携できる体制を構築しており、今後とも体制の維持、強化をもって社会福祉の向上を推進するとの答弁がありました。

続いて、介護職員応援給付金制度、保育士応援給付金制度では、今後、人材確保に苦慮するとの想定に基づき、制度をなお一層周知すべきではと問う質疑がありました。これに対して、制度により今年度は介護士7名、施策として3年前から執行されていた私立保育園の保育士は合計6名を確保できたが、更なる人材確保のため、広域連携体制等を活用し

ながら、より周知に努めていくとの答弁でした。

次に、同日に行われた教育委員会、建設部の関係事務審査では、まず小中学校の施設維持管理について、児童・生徒の安心・安全、生命に係る大規模改修や修繕だけでなく、長時間学校で過ごす子ども達のためにも、より細やかな修繕による環境整備の必要性を問う質疑がありました。これに対して、学校は地域コミュニティ、防災、生活の場として多様な観点で捉えていること、また今後適正配置による変動はあるが、基本的には社会教育施設との位置付けとして残ること等から、財源の問題もあるが、安心・安全のためにも優先順位を定めて、修繕に取り組んで参りたいとの答弁でした。

続いて、物価高騰による影響緩和のため、給食費の補助を令和8年度も継続するのか問う質疑がありました。これに対して、本特別委員会で審査対象になる今年度引き上げ分の25円を補助、今年に当たる令和7年度は更に35円の上乗せを行っているが、財源は国からの地方創生臨時推進交付金であるため、令和8年度は国の動向を注視しつつ、本市として補助金を考えて対応するとの答弁でした。

また、建設部の関係事務審査では、農業用水路の老朽化等について、受益者負担の在り方を問う質疑がありました。これに対して、現状は認識しているが、負担金は条例に基づき定めているので、県や他市町の制度を鑑み、農政施策について検討していくと回答がありました。

以上のような総括審査に加え、部毎の集中審査における質疑を踏まえた上で当委員会に付託された2議案につきまして、討論を経て採決を行った結果、両議案を原案のとおり、認定すべきものと決しました。

続いて、委員長として一言申し上げます。

この報告書においては、総括審査で交わされた質疑展開について先程述べましたが、割愛した集中審査でも様々な質疑がなされました。

市長、執行部におかれましては、改めてそのことを踏まえた上で、審査過程において質疑がなされた項目に対し御配慮頂くとともに、他の項目も含めて、事業の実行性、意義を再度検証され、令和8年度の予算編成に反映頂くことを委員長からの指摘、要望と致します。

最後に、慎重審議並びに円滑な議事運営に御協力を頂いた委員各位、真摯な答弁に尽くされた理事者各位に衷心より感謝申し上げ、委員長報告と致します。

○議長（高重洋介君） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告に対する一括質疑につきましては、省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高重洋介君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告に対する一括質疑につきましては省略いたします。

これより順次、討論、採決いたします。

議案第44号令和6年度竹原市歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は原案認定であります。

これより、討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

14番松本進議員。

○14番（松本進君） 私は議案第44号の2024年度一般会計等決算認定に反対いたします。

地方自治体の第1の仕事は、地方自治法の第1条の2に定める住民の福祉の増進を図ることです。また、日本国憲法第25条は、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国はすべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと国民の生存権や国の義務規定を明確に定めています。後期高齢者医療保険制度は、収入がない人でも保険料は月額1,240円、年額1万4,880円余りが必要です。無収入などの高齢者本人に課税される保険料は、憲法第25条の医療権や生活権を侵害しています。市独自の支援が不可欠と考えます。竹原市の高い国保税は滞納者などの生活を脅かしています。国保税の滞納者294人のうち、所得200万円未満は250人、85%を占めています。国保制度のペナルティーは資格証3件、短期証41件です。生活保護の生活水準から見ても重税となる竹原市国保税の負担軽

減措置を早急に実施すべきであります。

介護保険の給付サービスで、特別養護老人ホームの待機者は55人ですけれども、特養ホーム施設の増床計画の実施改善が取り組まれていません。私は昨年の決算でも指摘しておりますけれども、介護をしながら働く人は360万人を超え、40から50歳代の働き盛りの世代が目立つ。高齢化が進む一方、労働力不足が深刻さを増しており、介護と仕事を両立できる環境づくりが急務だ等々の指摘であります。私は誰でも気軽に安心して利用できる介護サービス、介護制度の構築を強く求めておきます。

次は、教育費についてです。教員の長時間勤務の解消は昨年度の決算でも指摘しました。教員の健康問題と同時に、子どもの学習権や健やかな成長を保障するためにも必要最小限の緊急課題と考えます。小中学校教員のアンケート調査では、残業時間が月45時間超の教員は月平均19.4人、また休憩時間を自由に利用できていないなどの教員は45.1%です。その理由としては、23.9%が緊急な児童生徒への対応、71.6%は給食指導、補充学習、授業準備等であり、教員本来の業務が主な理由ですが、休憩時間が教員本来の主な業務が理由で休憩時間が取れない現状が改善されていないと思います。教員の長時間勤務を解消するためには、教員が本来担うべき業務の整理、教員の業務削減と増員、これを急がなくてはなりません。

次は、義務教育に必要で教科書に準じる学級教材の保護者負担の解消です。小学校は学級教材費、最高月額1,861円、年額2万471円、中学校は最高月額2,937円、年額3万2,307円となります。この副教材は学習教育に不可欠であり、保護者のニーズや子育て支援の施策からも、市独自の保護者負担の解消を早急に取り組むべきであります。

次は、公共事業のあり方についてです。竹原市公共施設ゾーン再整備計画では、公共施設ゾーン再整備検討事業費2,650万8,289円と旧かつはら店舗取得費1億1,788万9,999円が執行されています。この事業費は、当初の市議会調査特別委員会には提案されておりませんでした。また、このエリア拡張の説明では、旧ゆめタウン敷地等を活用した一体的なエリア整備により、公共機能民間機能への機能のさらなる向上へとなっておりますけれども、民間施設を導入した事業の収支計画、試算は白紙の状態であります。

す。このようななづさんな計画、事業に旧ゆめタウン店舗などの巨額な解体費、市の試算では2億5, 000万円、こういった解体費など貴重な市民の税金を使うことは許されないと私は考えます。この事業計画の中止を強く求めておきたいと思います。

また、新開土地区画整理事業は、事業期間が1996年当初から2029年完成予定の33年間、事業費では38億7, 600万円から51億3, 200万円と増加額では12億5, 600万円、増加率で32. 4%など、事業の見直しが繰り返されています。私は巨額な事業費を投入しながら、竹原市内の事業所数、雇用者数は大幅に減少しており、この事業の経済波及効果や事業効果があるのか大変疑問であります。

私は今の公共事業のあり方を抜本的に見直して、子育て支援や地元業者の仕事確保を最優先にするなど、竹原市経済のにぎわい振興に有効な施策の実行を強く求めます。

次に、部落問題についてです。2002年3月末に同和問題の特別措置法が失効して23年余り、決算資料では竹原市内で部落差別は発生していません。市民との間に逆差別を生む根拠となる旧同和行政の施策である隣保館、地域集会所、教育集会所など、特別扱いする事業は即刻廃止、全額削除を再度強く求めます。

最後に、市民サービスを支える市職員の勤務条件、労働環境の改善が本気で取り組まれていません。決算資料では、残業時間が月80時間超の職員数は7人、月45時間超の職員数は31人です。また、年間最大残業時間818時間など、異常な労働環境であります。竹原市の行政執行の業務量に対する適切な適正な人事配置とは言えません。過労死ラインの早急な是正や業務量に見合う計画的な職員の増員が必要です。また、非正規職員についても、本人の希望を基に正規職員への待遇改善など、早期実施が必要だと思います。私は市職員の労働条件の拡充による健康管理と市民サービスの向上を強く求めるものであります。

以上で、議案第44号に対する私の反対討論といたします。

○議長（高重洋介君） 9番川本円議員。

○9番（川本円君） 私は、議案第44号に賛成の立場で討論いたしたいと思います。

まず、この度の令和6年度普通会計決算額につきましては、歳入172億8, 362万8, 000円、歳出は168億71万9, 000円であり、前年度対比で申し上げますと、歳入では10億35万8, 000円で6. 4%の増となり、歳出では11億4, 321万

1, 000円で7.3%の増となっております。よって、実質収支はマイナス1億4,286万7,000円となり、前年度と比較して27.5%減少したこととなります。

歳入の主な増の要因としましては、地方交付税の上振れによることと、各種事業、庁舎整備、特定都市河川、自然災害防止等の事業を実施するにあたり、有利な地方債を借り入れたことが挙げられ、歳出においての要因につきましては、先ほど挙げた事業での普通建設事業費の増であることとなっております。

また、決算概要から見ますと、新たな財源確保ではふるさと納税応援寄附金が過去最高額であった実績もあり、基金残高の状況においても5年連続で増加し、過去最高額となっております。地方債残高が過去最高額となっておりますが、償還額について、普通交付税の基準財政需要額への算入がある有利な財源を使っていることから、実質公債費比率は8.6ポイントで、前年度から増減なしとなっており、財政健全化法で公表が義務づけられている指標も基準値以内となっているところであります。

しかしながら、今後は少子高齢化、人口減少を背景に、税収入をはじめとする一般財源の大幅な増加を見込むことが難しい状況であることに加え、巨額な予算が必要とされる公共施設ゾーンの再整備や学校の適正配置に対する支出が必要となるため、引き続きさらなる創意工夫による增收の取組と併せて、各事業の内容の精査や事務事業の効率化、適正化に努めていただきたいと思っております。

当年度は竹原市第6次総合計画後期基本計画のスタートに当たり、目指す将来像、目標像の実現に向けて、市民ニーズや社会情勢などの課題に取り組まれた決算であったと言えます。

今後におきましても、各施策の充実、実効性を高め、中長期的な視点での持続可能な財政運営が行われることを期待申し上げまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（高重洋介君） 以上で通告による討論は終わりました。

他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高重洋介君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高重洋介君） 着席を願います。

採決の結果、起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

議案第45号令和6年度竹原市下水道事業決算認定について、本案に対する委員長報告は原案認定であります。

これより、討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

14番松本進議員。

○14番（松本進君） 私は議案第45号2024年度の竹原市下水道事業決算認定に反対します。

下水道使用料が2024年8月から20%値上げされています。その增收分は約300万円余り、これは市民生活の暮らしの負担ではなく、事業改善等で十分対応できるものと考えます。また、中央地区下水管路施設整備長寿化計画策定や竹原市都市計画下水道事業の維持管理は極めて不十分であり、老朽化の現状把握や市策定の業務報告書に基づく計画的な改修の実施を強く求めておきます。

以上が議案第45号の反対討論であります。

○議長（高重洋介君） 以上で通告による討論は終わりました。

他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高重洋介君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高重洋介君） 着席を願います。

採決の結果、起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

した。

日程第4

○議長（高重洋介君）　日程第4、発議第7－5号地方財政の充実・強化に関する意見書（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

3番 蕎麦田俊夫議員。

○3番（蕎麦田俊夫君）　地方財政の充実・強化に関する意見書（案）を提案させていただきます。

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、大規模災害や新感染症への備えも求められる中、政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、増大する行政需要を鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。このため、令和8年度政府予算、また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一步踏み出したより積極的な地方財政が確保されるよう、以下の事項の実現を求める。

1、社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を把握するとともに、現行の水準に留まらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。

2、とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。

3、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らないより自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、国税の一部を地方税へ税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4、政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないよう、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は確実にその補填を行うこと。

5、「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源として明確に位置付けること。また、交付に当たっては、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に沿った算定を行うこと。

6、自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費はもとより、移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。また、自治体DXに伴うシステム改修や事務負担の増大が想定される際は十分な財政支援を行うこと。

7、地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、子ども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実を図ること。

8、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

提出先でございますけれども、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣を予定しております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（高重洋介君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高重洋介君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高重洋介君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高重洋介君） 着席を願います。採決の結果、起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5

○議長（高重洋介君） 日程第5、閉会中継続審査についてを議題といたします。

お手元に配付いたしておりますとおり、各常任委員会委員長から会議規則第111条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

それぞれの委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高重洋介君） ご異議なしと認めます。

よって、それぞれの委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮りいたします。

決議されました各案件につきまして、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長にご一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高重洋介君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上をもって、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

これをもって、令和7年第3回竹原市議会定例会を閉会いたします。

午前10時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

竹原市議会議長

竹原市議会副議長

竹原市議會議員

竹原市議會議員